

# 北海道教育委員会 公報

令和4年(2022年)  
6月29日(水曜日)

第6281号

## 目次

### 教育委員会規則

- 教育職員免許法施行細則及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する教育委員会規則……………1  
告示  
○令和4年度北海道学校給食功績者表彰について……………12

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆教育職員免許法施行細則及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第14号)

##### 1 趣旨

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則等の一部改正に伴い、免許状の有効期間の更新及び延長に関する規定を削除するとともに、届出における提出書類に係る規定の改正その他所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

###### (1) 教育職員免許法施行細則の一部改正

ア 特別非常勤講師の届出の際に、提出を要する書類から「採用予定者の履歴書」を削除することとした(第12条の2関係)。

イ 免許状の有効期間の更新及び延長に関する規定及び様式を削除することとした(第13条から第24条まで及び別記第8号様式から別記第14号様式まで関係)。

ウ 教育職員検定により特別支援学校教諭免許状を取得する場合における最低修得単位数について、科目内訳の変更を行うこととした(別表第3関係)。

エ 特別免許状及び臨時免許状に旧姓及び通称名の記載欄を設けることとした(別記第18号様式及び別記第19号様式関係)。

オ 免許教科外教科担任許可書の用紙の大きさを日本産業規格A4縦型に改めることとした(別記第26号様式関係)。

###### (2) 教育職員免許法施行法施行細則の一部改正

ア 免許状の申請に係る証明書の有効期限等を見直すこととした(第3条関係)。

イ 臨時免許状に旧姓及び通称名の記載欄を設けることとした(別記第3号様式関係)。

##### 3 施行期日等

(1) この教育委員会規則は、令和4年7月1日から施行することとした(附則第1項関係)。

(2) 従前の用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができることとした(附則第2項関係)。

## 教育委員会規則

教育職員免許法施行細則及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和4年6月29日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

### 北海道教育委員会規則第14号

教育職員免許法施行細則及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する教育委員会規則

(教育職員免許法施行細則の一部改正)

**第1条** 教育職員免許法施行細則(昭和37年北海道教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 免許状の有効期間の更新及び延長(第13条—第24条)」を削り、「(第25条—第30条)」を「(第13条—第18条)」に、「(第31条・第32条)」を「(第19条・第20条)」に、「(第33条—第46条)」を「(第21条—第34条)」に改める。

第8条の2中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改める。

第9条中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改める。

第12条中「第5条第5項」を「第5条第4項」に改める。

第12条の2中「第65条の10及び第65条の11」を「第65条の8及び第65条の9」に改め、「採用予定者の履歴書を添えて」を「より」に改める。

第1章第4節を削る。

第25条を第13条とし、第26条から第30条までを12条ずつ繰り上げる。

第31条中「別記第15号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第19条とする。

第32条を第20条とする。

第33条第1項中「別記第16号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条第2項中「別記第17号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第21条とする。

第34条中「、有効期間の更新若しくは延長、更新講習修了等の確認、修了確認期限の延期、更新講習の免除」を削り、同条を第22条とする。

第35条中「第16条の2第1項」を「第16条第1項」に改め、同条を第23条とする。

第36条を第24条とし、第37条から第40条までを12条ずつ繰り上げる。

第41条中「別記第18号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条を第29条とする。

第42条中「別記第19号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条を第30条とする。

第43条中「別記第20号様式」を「別記第13号様式」に、「別記第21号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条を第31条とする。

第44条第1項中「別記第22号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条第2項中「別記第23号様式」を「別記第16号様式」に改め、同条を第32条とする。

第45条第1項中「、免許状の有効期間の更新若しくは延長、更新講習修了等の確認、修了確認期限の延期若しくは更新講習の免除」を削り、同条第2項中「別記第24号様式」を「別記第17号様式」に改め、同条を第33条とする。

第46条を第34条とする。

附則第13項中「附則第14項」を「附則第18項」に、「別記第25号様式」を「別記第18号様式」に改める。

附則第14項中「別記第26号様式」を「別記第19号様式」に改める。

附則第15項中「別記第27号様式」を「別記第20号様式」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第6条関係)  
特別支援教育に関する科目

第1欄		第2欄	第3欄		第4欄		第5欄
免許状の種類	科目 免許状に定められることとなる特別支援教育領域の最低修得単位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		自由選択科目
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
1種	視覚障害者に関する教育の領域	6		2		2	2
	聴覚障害者に関する教育の領域	6		2		2	2
	知的障害者に関する教育の領域	6		1		2	3
	肢体不自由者に関する教育の領域	6		1		2	3
	病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の領域	6		1		2	3
2種	視覚障害者に関する教育の領域	6	1	2		2	1
	聴覚障害者に関する教育の領域	6	1	2		2	1
	知的障害者に関する教育の領域	6	1	1		2	2
	肢体不自由者に関する教育の領域	6	1	1		2	2
	病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の領域	6	1	1		2	2

備考

- 第3欄に掲げる科目は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域(免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。以下同じ。)について、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目(以下「心理等に関する科目」という。)並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目(以下「教育課程等に関する科目」という。)をそれぞれ修得するものとする。
- 第4欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外のすべての事項を修得するものとする。
- 免許状教育領域が2以上となる場合にあっては、第2欄及び第4欄の最低修得単位数は、すべての免許状教育領域に共通するものとする。
- 第5欄の自由選択科目は、特別支援教育に関する科目から選択して修得するものとする。
- 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)附則第17項の適用を受ける者の最低修得単位数は、この表の1種に規定する科目及び単位数にかかわらず、第3欄に掲げる科目を免許状教育領域に応じて4単位修得するものとする。

---

別記第8号様式から別記第14号様式までを削り、別記第15号様式を別記第8号様式とし、別記第16号様式を別記第9号様式とし、別記第17号様式を別記第10号様式とする。  
別記第18号様式を次のように改める。

(〇〇学校) 教諭特別免許状

(本籍地)

(氏名)

(旧姓)

(通称名)

( 年 月 日生)

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより(左記の教科について)(〇〇学校)教諭特別免許状を授与する。

(記)

年 月 日

北海道教育委員会 印

(番号)

授与条件

備考

- 一 「(〇〇学校)」の箇所には、「小学校」、「中学校」、「高等学校」、「特別支援学校自立教科」又は「特別支援学校自立活動」のように記入する。
- 二 「(左記の教科について)」及び「(記)」の箇所については、教科等の定めのない免許状の場合は記入しないこととする。
- 三 用紙の大きさは、日本産業規格A四横型とする。

別記第11号様式(第29条関係)

別記第19号様式を次のように改める。

(〇〇学校) 助教諭免許状

(本籍地)

(氏名)

(旧姓)

(通称名)

(       年    月    日生)

右の者に教育職員免許法(第 条)の定めるところにより(左記の教科について)(〇〇学校)助教諭免許状を授与する。

(記)

年    月    日

北海道教育委員会  團

(番号)

授与条件

有効期間   この免許状を授与した日から三年間、北海道において有効

備考

別記第12号様式(第30条関係)

- 一 「(〇〇学校)」の箇所には、「小学校」、「中学校」、「高等学校」、「特別支援学校自立教科」又は「特別支援学校自立活動」のように記入する。
- 二 「(第 条)」の箇所には、当該免許状を授与することとなる根拠規定(第五条、第十七条又は第十八条)を記入する。
- 三 「(左記の教科について)」及び「(記)」の箇所については、教科等の定めのない免許状の場合は記入しないこととする。
- 四 用紙の大きさは、日本産業規格A四横型とする。

別記第20号様式を次のように改める。



別記第13号様式(第31条関係)

教育職員免許状授与原簿

免許状番号	第 号	氏名	授与年月日	本籍地	備考
フリガナ					
基礎資格等		学部等 学科又は専攻分野	基礎資格		卒業年月日
修得単位数	教科に関する科目 教職に関する科目 その他の科目	単位以上 単位以上 単位以上 単位以上	年数 取得年月日		
		根拠規定 実務経験場所 所有免許状			
		身上異動年月日	失効又は取上げの年月日		失効又は取上げの事由 特定免許状失効者等の 該当の有無

免許状番号	第 号	氏名	授与年月日	本籍地	備考
フリガナ					
基礎資格等		学部等 学科又は専攻分野	基礎資格		卒業年月日
修得単位数	教科に関する科目 教職に関する科目 その他の科目	単位以上 単位以上 単位以上 単位以上	年数 取得年月日		
		根拠規定 実務経験場所 所有免許状			
		身上異動年月日	失効又は取上げの年月日		失効又は取上げの事由 特定免許状失効者等の 該当の有無

免許状番号	第 号	氏名	授与年月日	本籍地	備考
フリガナ					
基礎資格等		学部等 学科又は専攻分野	基礎資格		卒業年月日
修得単位数	教科に関する科目 教職に関する科目 その他の科目	単位以上 単位以上 単位以上 単位以上	年数 取得年月日		
		根拠規定 実務経験場所 所有免許状			
		身上異動年月日	失効又は取上げの年月日		失効又は取上げの事由 特定免許状失効者等の 該当の有無

免許状番号	第 号	氏名	授与年月日	本籍地	備考
フリガナ					
基礎資格等		学部等 学科又は専攻分野	基礎資格		卒業年月日
修得単位数	教科に関する科目 教職に関する科目 その他の科目	単位以上 単位以上 単位以上 単位以上	年数 取得年月日		
		根拠規定 実務経験場所 所有免許状			
		身上異動年月日	失効又は取上げの年月日		失効又は取上げの事由 特定免許状失効者等の 該当の有無

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4横型とする。

別記第21号様式を別記第14号様式とし、別記第22号様式から別記第25号様式までを7様式ずつ繰り上げる。

別記第26号様式中「日本産業規格A5縦型」を「日本産業規格A4縦型」に改め、同様式を別記第19号様式とする。

別記第27号様式を別記第20号様式とする。

(教育職員免許法施行法施行細則の一部改正)

**第2条** 教育職員免許法施行法施行細則(昭和37年北海道教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「教員」を「教職員」に、「30日」を「3月」に改め、同項第4号中「3月」を「1年」に改め、同条第2項中「教員」を「教職員」に、「3月」を「1年」に改める。

第7条中「第10条、第11条及び第45条」を「第10条、第11条及び第33条」に改める。

別記第3号様式(その2)を次のように改める。

(〇〇学校) 助教諭免許状

(本籍地)  
(氏名)  
(旧姓)  
(通称名)  
(       年    月    日生)

右の者に教育職員免許法施行法第二条の定めるところにより(左記の教科について)(〇〇学校)助教諭免許状を授与する。

(記)

令和    年    月    日

北海道教育委員会  

(番号)

授与条件

有効期間   この免許状を授与した日から三年間、北海道において有効

備考

別記第3号様式(第6条関係)  
(その2)

- 一 「(〇〇学校)」の箇所には、「幼稚園」、「小学校」、「中学校」又は「高等学校」のように記入する。
- 二 「(次の教科について)」及び「(記)」の箇所については、教科等の定めのない免許状の場合には、記入しないこととする。
- 三 用紙の大きさは、日本産業規格A四横型とする。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、令和4年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

---

**告 示**

---

**北海道教育委員会告示第32号**

次の者を、北海道学校給食功績者表彰要項(昭和56年4月3日教育長決定)の規定に基づき、令和4年度北海道学校給食功績者表彰被表彰者として、令和4年6月23日に決定した。

令和4年6月29日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

名寄市立名寄小学校栄養教諭  
札幌市立北白石小学校調理員  
東川町立東川小学校調理員  
北海道函館聾学校栄養教諭  
小平共同調理場調理員  
千歳市学校給食センター調理員  
北海道札幌あいの里高等支援学校栄養教諭  
遠軽町立遠軽中学校調理員  
札幌市立羊丘小学校栄養教諭  
北海道美唄養護学校栄養教諭

大久保 美 幸  
沖 崎 恵理子  
小 林 雅 恵  
佐賀井 弥 生  
瀬 川 美由紀  
友 廣 眞 弓  
白 馬 由美子  
橋 本 久美子  
吉 川 紫 乃  
渡 辺 孝 子